令和８年度第１回青梅市居住支援協議会会議要旨

令和８年５月２６日　午後１時３０分

青梅市役所２階　２０４会議室

出席者

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会西多摩支部

高野委員

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部

中島委員

青梅市社会福祉協議会　地域係長

遠藤委員

青梅市都市整備部長

木崎委員

青梅市健康福祉部　地域福祉課長

斎藤委員

青梅市健康福祉部　高齢者支援課長

小林委員

青梅市健康福祉部　障がい者福祉課長

北村委員

青梅市こども家庭部　子育て応援課長

木下委員

青梅市都市整備部　住宅課長

福島委員

（事務局　町田陵、佐藤果奈）

配付資料

レジメ

資料１　青梅市居住支援協議会委員名簿

資料２　青梅市居住支援協議会設置要綱

資料３　青梅市居住支援協議会会議傍聴規程

資料４－１　青梅市住宅確保要配慮者居住支援事業実施要綱

資料４－２　住宅確保要配慮者居住支援事業概要

資料５－１　青梅市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱

資料５－２　居住支援協力不動産店登録事業概要

その他　簡易版住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会について

【要旨】

１　あいさつ

小山副市長

２　委嘱状の交付

３　委員自己紹介（資料１）

４　委員長、副委員長の選出（資料２）

（委　員　長）

○委　　員　　高野委員の推薦

〔異議なし〕　高野委員に決定

（副　委　員　長）

○委　　員　　木崎委員の推薦

〔異議なし〕　木崎委員に決定

２　議題

(1) 協議事項

会議の公開に関する取り扱いについて（資料３）

委員長説明

□委　員　長　次回の会議から、傍聴者の人数を定員５名以内とし、報道関係者については、５名以内に含めず認めるものする

(1) 報告事項

（ア）青梅市住宅確保要配慮者居住支援事業について

（資料４－１、４－２）

（イ）青梅市居住支援協力不動産店登録事業について

（資料５－１、５－２）

事務局説明

□委　員　長　高齢者の方の入居にあたり、市が実施している見守り支援や福祉サービスには、どのようなものがあるのかを教えてほしい。

○委　　員　市の見守り支援は、特定の人を対象とした個別の見守りサービスではない。民間事業者や民生委員の方などが日常業務の中で、異変に気付いた際に市へ連絡し、関係機関が必要に応じて訪問などの対応を行う。

□委　員　長　障がいのある方への市の見守り支援はあるのか。

○委　　員　障がいのある方を対象とした市の個別の見守り支援はない。
○委　　員　見守り支援としては、ヘルパー等による訪問時や配食サービスの提供時の安否確認などがある。
□委員長　配食サービスとはどのようなものか。
○委　　員　民間で行っているものもあるが、市で実施している配食サービスでは、調理が困難な方へ弁当を手渡しで配達している。
○委　　員　オーナー向けに、見守りサービスとセットで受け入れの相談をしないと物件探しは難しいのではないか。
○委　　員　私の団体は、民間としてやってる福祉団体なので、既存の制度がなければ、新たな仕組みを作るという考え方で動いている。実際に福祉だけではなく地域で支え合うものとして動いており、そういった体制作りが不動産店の相談者の受け入れにつながると考えている。
○委　　員　近年、孤独死が社会問題になっている中で、不動産店の不安は最もである。市の支援だけでなく、民間事業者の孤独死対策のサービスにはどのようなものがあるか。
○委　　員　民間の警備会社では、見守りサービスを行っているところもあるが、市の支援として、65歳以上の全ての高齢者を見守るのは難しい。
□委員長　８月までに市の住宅確保要配慮者居住支援事業を開始するとして、市のサービスはどのようなものがあるのかが説明できるとオーナーに言いやすい。
○委　　員　まずは、この協議会で住宅確保要配慮者居住支援事業の課題や、必要なサービスについて、検討していきたいと考えている。
□委員長　障がいのある方の入居の場合、トラブルになる場合があるが、市ではどういった対応をしているのか。
○委　　員　障がいのある方がオーナーに伝えず入居をし、退去を求められた際、ショートステイなどのサービスを案内することがある。
□委員長　障がいのある方の市への相談事例は、それほど多くないのか。
○委　　員　全ての相談が市に寄せられているわけではない。
□委員長　低所得者の場合はどのような支援を案内しているのか。
○委　　員　市では入居者の状況に応じて、都営住宅や市営住宅、生活保護制度などを案内している。
□委員長　協力不動産店が、入居相談を受けた際に市の支援を案内する必

要があるのか。

◆事務局　協力不動産店が市のサービスの案内をする必要はない。相談窓口である居住支援法人が相談者の状況を把握し、適切な福祉サービスなどを案内したうえで、協力不動産店へ物件紹介を求める。

○委員　協力不動産店は８月の住宅確保要配慮者居住支援事業開始までに、相談者へ案内できる物件を準備する必要があるのか。

◆事務局　その必要はない。市に登録いただける協力不動産店がいれば、物件情報の確認や相談が可能になるため、まずは住宅確保要配慮者へ紹介できる物件の有無に関わらず、協力不動産店を募集したいと考えている。

○委員　協力不動産店が紹介できる物件数を増やすためには、不動産のオーナー側の不安と制度とのギャップを埋める取組も必要ではないか。

○委員　そもそも実際に市内に住宅確保要配慮者がいるのか。

○委員　高齢や障がいがあるため入居を断られたという相談を受けたことがある。

□委員長　住宅確保要配慮者居住支援事業の相談件数はどの程度を見込んでいるのか。

◆事務局　８月から翌年３月まで、月２回相談窓口を開設し、１回当たり４件の相談枠を設ける予定である。

○委員　市では、住宅探しの相談に対して都営住宅、市営住宅の案内が中心だったが、今後は本事業も活用したいと考えている。ただし、相談を受けても物件を紹介できないケースも想定されるため、そのような事例については協議会で検討していきたい。

□委員長　この事業に対して、補助制度などは検討していないのか。

○委員　現時点では新たな補助制度を設けるよりも、既存制度の活用を進める方がよいと考えている。ただし、既存制度だけでは対応が難しい場合には、今後、協議会で検討していきたい。また
青梅市で住宅で困ってる人がどういう方なのか知っていく必要がある。

○委員　今後は物価高騰や家賃上昇が要因で、住宅に住み続けられない方が出てくるのではないかと思われる。

○委員　福祉の現場では、市に居住支援協議会がなかったため、東京都

の居住支援制度を案内することがあった。

○委　　員　改めて、当事業では居住支援法人はどのような役割を担うのか。

○委　　員　居住支援法人が相談者からヒアリングを行い、住宅支援に限らず福祉支援を含めて必要な支援を総合的に案内する役割を担う。

ウ　その他

質疑等なし

3　その他

次回（令和8年度第2回）の協議会日程について

◆事務局　次回の日程については、事務局で調整のうえ、改めてお知らせする。次の議題は、協力不動産店や委託業者の決定状況、相談事例の共有や制度改善を議題にする予定である。

○委　　員　不動産団体への周知についてはどのように行うのか。

◆事務局　チラシを活用し、ＦＡＸやメールで周知を行う。また、必要に応じて、事務局や居住支援法人が不動産店を訪問し、事業説明を行うことも検討している。

○委　　員　委託事業者は決まっているのか。

◆事務局　まだ決まっていない。競争入札により、居住支援法人に委託をすることは決まっている。

○委　　員　次年度、委託先が変わる可能性があるのか。

◆事務局　その可能性もある。

◆事務局　次回は委託先を含めて報告させていただく。

以　上